

特定事業所集中減算における「80%を超えるに至ったことについての正当な理由」の取扱いについて

令和6年9月10日

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第三の10（4）正当な理由の範囲の解釈は次のとおりとする。

特定事業所集中減算における「80%を超えるに至ったことについての正当な理由」については、以下の1～5のいずれかの場合であることを原則として、各指定権者が個々のケースを考慮して判断する。

1 居宅介護支援事業所の通常の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

【補足】

① 通常の実施地域内に事業所は5事業所あるが、同一法人事業所が多数を占めている場合については、同一法人複数事業所数=1事業所として再度算定する。

2 特別地域居宅介護支援加算を受けている居宅介護支援事業所である場合

3 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど居宅介護支援事業所が小規模である場合

4 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

【補足】

① 訪問看護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合、紹介率最高法人である訪問看護事業者に対して減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。

5 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

【補足】

次のアからエまでのいずれかに該当する場合とする。

ア 訪問介護における特定事業所加算を受けている。

イ 通所介護において、併設の介護予防通所介護事業所が個別機能訓練加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算の全てを受けている。

ウ 通所リハビリテーションにおいて、併設の介護予防通所リハビリテーション事業所が栄養改善加算、口腔機能向上加算の全てを受けている。

エ 利用者から質の高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている。

なお、「地域ケア会議等」とは、基本的に「地域ケア会議」のこととするが、「地域ケア会議」が実施されていない市町村もあるため、「サービス担当者会議」において、当該利用者のケアについて個別に検討することをもって、「地域ケア会議」に代えることも可とする。ただし、この取扱いは「地域ケア会議」が県内に普及するまでの間の当面の取り扱いとする。